

平成 25 年度第 3 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 9 月 24 日（火）17 時 00 分～19 時 51 分		場所	佐倉市役所 福祉センター3 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員 (五十音順)			
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、上野主査、舎人主査		
	その他	土屋市民部長、南波佐間防災防犯課長、秋葉副主幹、近田副主幹		
内 容				
議事 (1) 平成 25 年度評価対象施策について (委員長) 本日は部局との意見交換である。 対象施策は懇話会が選択した評価対象 11 施策のうち、第 2 章の防災防犯に関する基本施策 ・ 防災体制が整備されたまちにします。【防災】 ・ 安全に暮らせるまちにします。【防犯】の 2 施策である。 それに先立ち、前回選択した 11 施策のうち、産業振興課に関する施策の説明が終わっていないので、事務局から概要の説明をされたい。 (事務局) 資料 1「平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施計画基本施策）」を参照いただきたい。 4 章は次の施策である。 (3)商店街が元気なまちにします【商店街】 (4)さまざまな企業の活動が盛んなまちにします【企業活動】 (5)企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します【新たな産業】 (6)雇用が安定したまちにします【雇用】 (7)住んでよし、訪れてよしのまちにします【観光】 このほか 4 章には農業と歴史・文化関係が含まれている。 (資料 10～26 頁読み上げ) (2) 担当部局との意見交換（市民部 防災防犯課） －市民部長、防災防犯課入室－ (委員長) 担当部局との意見交換は平成 22 年度から実施している。担当者の皆さんと直接意見交換を行うことで、施策を取り巻く現状について理解を深めたうえで、懇話会としての意見をまとめるために実施している。またこの意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口にしていただければと考えている。 まず担当課から第 4 次総合計画における課題点や対応状況などについて説明をいただき、その後、委員から質問をしながら意見交換を行いたい。遠慮なく、現状の課題や新たな問題なども話していただき、一緒に考える時間としていきたい。また、佐倉市独自の取り組みなど、何かトピックがあれば併せて説明願いたい。 (市民部長) 市民部の概要から説明したい。市民部組織は、危機管理監、安全安心管理官と市民課、健康保険課、自治人権推進課及び防災防犯課の 4 課がある。また、出先として志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、臼井情報コーナー、自治人権推進課所管の志津コミュニティセンター、西志津				

ふれあいセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、市民公益活動サポートセンター、男女平等参画推進センターがあり、これらすべて含めると 9 月 1 日現在 120 名の職員により構成されている。

各課の主な事務所掌については、市民課は戸籍、住民基本台帳、印鑑、国民年金に関することを、健康保険課は国民健康保険事業の資格給付及び後期高齢者医療制度を所掌している。なお国民健康保険に関する事務のうち、国民健康保険税の課税及び収納については税務部が所掌している。

自治人権推進課はコミュニティ施策、市民協働施策、字や住居表示、自治会などの地縁団体、特定非営利活動団体、法律等各種相談、消費者行政、市民憲章、集会所など幅広く市民生活に関する事項並びに人権、男女平等参画社会づくり施策を所掌している。

防災防犯課は防災対策、災害対策本部、防災会議及び地域防災計画、防災行政無線、消防団、防犯及び暴力追放に関することなどについて所掌しており、このように、市民部は市民生活全般にわたる事務を所管している。

(防災防犯課長)

防災防犯課は、防災班、消防班、防犯班の 3 班体制により構成されている。

防災班の担当事務は、地域防災計画に基づいた防災対策、災害対応業務を行っている。

消防班は、消防団に関する資機材、人員等の管理全般を行っている。

防犯班は、防犯対策業務全般を行っている。

現在の課の人員は、課長以下 15 名。内訳は、防災班 7 名、消防班 4 名、防犯班 3 名である。その他ライン外に危機管理監と安全安心管理官が配置されている。

防災事務の基本となる「災害対策基本法」では、「市町村は、市町村の地域及び、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災計画を作成し、実施すること。そのために、消防機関、その他の公共的団体、自主防災組織、住民の自発的な防災活動などの機能を十分に発揮するように努めること」などが定められている。これを受けて、当市においても、「佐倉市地域防災計画」（当初作成昭和 48 年度末）を策定し、地震対策、風水害対策、及び大規模事故対策について、災害予防・応急・復旧計画を策定し、市の防災対策、及び市民や事業者の自助、共助を推進する事業を実施している。

消防事務については、昭和 47 年度から、現在の八街市、酒々井町の 2 市 1 町による「佐倉市八街市酒々井町消防組合」により、消防・救急活動を行っており、消防組合との関係では、市は、事業計画の把握、負担金の支出等、組合構成市としての事務を行っている。また、消防団事務として、「佐倉市消防団の設置等に関する条例」に基づき、消防団機庫や消防車両等の整備、消防団員及び消防行事の関係事務を担当している。

現在、消防団の組織は、7 分団 52 部（761 名）と女性消防部（18 名）を合わせ、団員数は、合計 779 名（9/20）である。※団本部 11 名、女性消防部 18 名、分団長・副分団長 14 名・その他 736 名

また、防犯事務については、市民による防犯活動の取組みを推進する防犯組合事務を担当するほか、平成 15 年に施行された「佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、自主防犯活動団体に対する防犯資機材の貸与、防犯研修会・啓発活動、青色防犯パトロール団体の委嘱、空き家の適正管理の要請、平成 24 年度には、防犯カメラを街頭に設置する事業も行っている。

さらに、平成 24 年度からは、佐倉市暴力団排除条例を施行し、佐倉市暴力団排除対策協議会も設立している。※佐倉警察署管内防犯組合連合会（昭和 35 年設立）

次に、今回の議題である防災と防犯に関して、まず、佐倉市の災害について、歴史的な経験を踏まえ、市が予想する災害について話したい。

始めに、市が想定している災害は、主に地震と風水害である。地震に関する過去の資料では、古くは、大正 12 年 9 月 1 日の関東大震災があり、担当課の資料では、佐倉町で、死者 4 名の被害が出ているという記録があった。

また、昭和 62 年 12 月 17 日、千葉県東方沖地震により、千葉、銚子、勝浦で震度 5 が観測され、小中学校をはじめ民家等 100 棟以上の家屋でタイル、壁、ガラス、瓦が破損したとの記録がある。

平成 23 年の東日本大震災では、当市は、震度 5 強で、建築物の被害状況は、全壊 38 棟、大規模半壊及び半壊 213 棟、その他の一部損壊 1,586 棟と合わせて、合計 1837 棟（内住家 1775 棟）が、8 月

30日現在の被害状況である。なお、この場合の全壊とは、住家被害認定基準によるもので、実際には倒壊した住家は、1件もない状況である。（災害に係る住家被害認定基準運用指針）

現在、佐倉市が想定している地震災害としては、平成24年度実施の市の防災アセスメント調査においての想定では、東京湾北部地震での佐倉市での震度は、市の西側が震度6弱、東側が震度5強の揺れであり、死者36人、うち建物被害による死者35人、全壊棟数563棟、避難所生活者21,454人（収容人員25,308人）と推計している。現在は、この数値に基づき、地域防災計画の改定作業を進めている。

次に、過去の主な風水害として、平成3年には、9月に台風15号、18号、19号、10月に台風21号と連続したことで、建物の全半壊と併せて、床上浸水・床下浸水、多くの土砂崩れの被害があった。また、平成8年の台風17号では、床上・床下浸水、道路冠水・土砂崩れ、それから、平成13年10月の大雨では、災害対策本部設置による避難準備勧告が出され、床上・床下浸水とともに、多くの車両浸水、土砂崩れがあった。さらに、平成16年には、9月の大雨、10月の台風22号において、災害対策本部を設置し、それぞれ避難準備勧告を行った。特に10月の台風22号では、避難勧告を出している。被害は、床上・床下浸水、道路冠水、土砂崩れ等だった。その他、平成20年8月の大雨・落雷、21年8月の大雨、22年9月の大雨により、浸水被害や車両浸水、道路冠水などの大きな被害が出ている。市では、平成19年に「洪水ハザードマップ」を作成し、事前の備えをお願いしている。当市としては、以上のような災害を念頭におきながら、風水害対策をすすめているところである。

次に、防犯について。佐倉市内の犯罪発生件数として、刑法犯認知件数を見ると、平成13年は4,714件、14年3,687件、15年4,009件と高い件数を示していたが、平成16年から減少傾向を続けており、平成24年末では、1,631件と、10年前の約3分の1まで減少を続けている。

平成24年度の1,631件のうち、犯罪の種類として多いのは、自転車・自動車盗、車上ねらい、部品ねらい等の窃盗犯1,185件、次に、傷害、暴行などの粗暴犯75件、詐欺などの知能犯30件である。

佐倉市の犯罪発生的大幅な減少の陰には、警察の取組みとともに、地元防犯団体の活動が非常に大きく貢献しているものと考えられている。自治会推薦の防犯指導員、地元防犯団体に市も支援している。また、市の職員も独自に防犯パトロール等に取り組んでいる。振り込め詐欺の防止についても、地元警察署も減少への意欲が高いことから、市も防災無線等で協力し、啓発等の取組みを進めている。その他、市の条例に基づき、空き家の安全対策として、所有者に手紙を出す、電話を掛けるなど通信手段も限られているが、適正管理の指導にも取り組んでいる。最後に、志津地区のひったくり重点地区には、防犯カメラ10台を設置しているが、これについてはアンケートを連絡長や自治会に取っており、今後どのように事業展開を行っていくか内容分析を行いたいと考えている。

（防災防犯課）

佐倉市として、現在に至るまでどのような防災事業を行ってきたか、事業の概要をお話したい。台風をはじめとした風水害については、平成3年・8年・13年・16年と高崎川を中心として大きな水害に見舞われてきた。市はこれを教訓として、平成9年から市内の河川を各部局に担当させるなど、職員による水防体制の整備を行った。また、高崎川周辺には排水ポンプの設置、寺崎都市下水路の拡幅、調整池の整備、また現在は千葉県による河川の拡幅・浚渫工事なども行っている。そのほかハード・ソフト両面から水防体制の充実を図っており、ここ数年では大きな水害は発生していない。しかし近年では台風や竜巻など、突発的な災害が日本各地で多く見られている。そのようなことから市としても慢心することなく、気象サービス会社や直接气象台と連絡を取り合いながら、なるべく早期の防災体制を取るよう事業を進めている。

次に、地震対策について。佐倉市は、平成7年の阪神淡路大震災を教訓として、本格的な地震対策を始めた。まず、佐倉市の39か所の小・中・高校を広域避難所に指定し、各避難所には非常食、浄水器、発電機など資機材を配置した防災倉庫を設置した。また、災害時には避難やライフラインの復旧など、さまざまな情報が必要になることから、市内への防災行政無線の設置やメール配信サービス、テレホンサービス、防災ラジオなど情報伝達手段の拡充を図っている。これらハード整備とともに、災害発生時に的確な災害対応業務を行うため、市の各所属に対して、災害時に行うべき所掌事務を定め、全職員を第1配備から第5配備に配置している。更に、各避難所には、近隣に住んでいる市職員

を予め避難所開設要員として配備している。今年度は、39 避難所と 7 支部に合計 292 名を配備している。また、この職員を対象に、防災倉庫の資機材確認と操作訓練及び情報伝達訓練などを各学校の夏休み期間を利用して毎年実施している。

平成 23 年 3 月 11 日(金)の東日本大震災時には、電車が不通になったことにより、多くの帰宅困難者が佐倉市でも発生した。このため、佐倉市全体で 24 箇所の避難所を開設し、市民や帰宅困難者など 385 名が避難した。特に JR 佐倉駅に近い寺崎小や、京成佐倉駅に近い佐倉高校避難所では、時間帯によっては避難者が 70～100 人に上った。今回は幸いにも電車が翌日には動き出したため、避難所は 13 日(日)に閉鎖した。今回の震災においては、道路や交通機関にそれほど被害がなかったこと、また、配備職員が毎年訓練を行っていたため、スムーズな避難所運営ができた。

次に、佐倉市が想定している地震について説明したい。手元資料中、地震災害危険度調査(防災アセスメント調査)2 頁を参照願いたい。これは平成 20 年に県が地震被害調査を行ったものであり、千葉県に被害が出る恐れがあるものとして、三浦半島断層群地震、千葉県東方沖地震、東京湾北部地震の 3 つについて被害想定を行った。中でも東京湾北部地震については、最低でもマグニチュード 7.3、佐倉市においては震度 6 の地震が想定されている。佐倉市ではこの被害想定を基にして、平成 24 年度に防災アセスメント調査を行った。調査の内容として、資料の 2 頁目の東京湾北部地震の佐倉市の震度分布がある。西寄りが震源地と言うこともあり、西側が、志津方面を中心として震度 6 弱、東側が 5 強となっている。次の頁が液状化危険度分布を示したものであり、次の頁が建物全半壊分布率を示している。最後の頁にはまとめとして、建物の被害棟数、死者数、避難者数などを載せている。

この調査は、県または市が所有するさまざまな公共施設を建てるときのボーリングデータを基にして、震度分布、液状化、ライフライン、人的被害、また避難人口など予測し、県の調査結果とあわせて、より詳細なデータ、マップとしてまとめたものである。この調査結果は市の地域防災計画の基礎資料となるとともに、今後、市が道路や下水道といったインフラ整備、また、改修、維持管理をする際にも参考となる資料であることから、土木・水道等関係部局に周知したほか、一般市民向けに平成 25 年 7 月から市政資料室に配架し、市ホームページにも掲載している。

次に防災対策における地域・市民の役割について申し上げたい。

地震など大規模災害が発生した際には、電気・ガス・水道といったライフラインが被害を受ける。また、朝夕など災害発生時の時間帯によっては、同時に火災などの発生も予想される。このような状況の中では市、または消防などの公的な対応には限界があり、迅速な対応は困難である。このため、市民一人ひとりが日頃から防災に対し意識して、家庭において対策を行うことはもちろん、災害発生時には近隣の人達とお互い協力をしながら、救出救護、初期消火、避難誘導を行うなどの、地域での共助が、市民の生命財産を守る上で重要なものとなる。東日本大震災以降、改めて、地域の防災、自主防災活動の重要性が再認識をされており、佐倉市においても、現在、93 団体が自主防災組織として設立され、各地域で活発な訓練が行われている。市では自主防災組織への支援として、活動助成金や資器材の貸与といった財政的な支援や、各地域の訓練に市職員を派遣し、講話や地震体験車、資機材の使用法などの人的支援を行っている。更に、今年度からは設立後 10 年経過した自主防災組織に対して資機材の修繕や購入に対する新たな支援を始めた。市としても、災害時、公的機関の迅速な対応が困難になる状況の中で、地域共助が重要になるため、今後も引き続き、支援を行いたいと考えている。

続いて、主要施策の成果の説明書 50 頁から防災事業の説明を行いたい。

50 頁 防災啓発施設整備事業

ミレニアムセンター佐倉にある防災啓発施設の維持管理を行っている。この施設は、地震体験、消火器体験、煙体験、シアターなどの体験型施設として、平成 12 年開設した。近年、来館者数が減少しているが、防災意識の高揚に伴い、各地域での訓練が活発になり、施設見学よりも、地元での体験型の防災訓練に移行していることが要因の一つである。また、地震体験車の利用人数の減少については、平成 24 年 1 月から 25 年 1 月まで起震装置が故障し修理を行っていたことによるものである。

51 頁 自主防災組織支援事業

各地域での自主防災組織への資機材等の助成金が主なものである。東日本大震災を経験し、その後、年間 6 団体から 7 団体ずつ増加し、今年度も 8 月末で 5 団体設立されている。

52 頁 災害救援体制整備事業

この事業は東日本大震災で住宅について被災された方々への見舞金の支給などを行うとともに、平成 24 年度中の台風 4 号を始めとした 3 つの災害への災害復旧事業、内容としては土嚢の配付や倒木処理、土砂の撤去が主なものである。

53 頁 防災対策計画事業

この事業は、地域防災計画の修正に伴う、防災会議委員の報酬などが主なもののだが、防災アセスメント調査にかかる費用もこの事業に含まれている。

54 頁 防災資機材等管理事業

これは各避難所の防災備蓄倉庫、水防資機材倉庫の管理にかかる費用である。資機材の中には、非常食など賞味期限があるものや、薬や乾電池のような使用期限があるものが含まれているため、4～5 年単位で入れ替える必要がある。また、各資機材の修繕、資機材全般の管理費用である。

55 頁 防災施設整備事業

これは、市内に設置している防災行政無線の設置や、学校施設への防災井戸整備、並びに平成 24 年度については防災ラジオ試験導入にかかる費用である。

防災行政無線は、佐倉市全域を網羅するためには 180 基必要だが、現在のところ 102 基、57%の整備率である。地域からの設置要望に基づいて年間 3 機程度を計画的に整備しているが、スピーカーからの音声による情報伝達であることから、天候や設置場所の状況等により音の聞こえる場所に限界がある。聞こえる範囲は、通常放送で半径 300m となっている。また、設置場所の近隣住民からは音に対する苦情もあり、必要施設である反面、迷惑施設という要素もある。市としては災害時の主たる情報伝達手段として必要と認識しているので、今後ご理解をいただきながら設置していきたいと考えている。この防災行政無線は、総務省から平成 34 年までに新しい基準に切り替えなくてはならないという通知があり、市にとって大きな課題である。佐倉市の防災行政無線は旧基準のものであり、平成 34 年までにはデジタル化が必要となるが、現在のところ設置されている 102 基のうち 4 基のみデジタル化で新設したが、残り 98 機については今後の改修が必要となり、概算経費は約 4 億 1 千万円である。今後 9 年間で、約 4 億 1 千万円かかるものだが、担当課としては早急な対応が必要ではないかと考えている。

次に、防災井戸について。避難所となる学校に、水の確保を目的として、平成 9 年度から整備を行い、平成 24 年度まで 39 か所の避難所のうち 38 か所の整備が完了している。残る西志津小学校については、平成 26 年度、体育館改修工事を行うため、その工事と合わせて設置したいと考えている。場所によっては、鉄・マンガン・カルシウムなどが飲用基準を超えているところは何箇所もある。現在、水質管理を行っている佐倉市水道部で水質の見極めを行っているが、今後改善が見込まれなければ、除去装置を新たに設置したり、最悪の場合は井戸を掘りなおしたりすることを検討する必要があることも考えられる。

最後に、防災ラジオについて。無線を補完するシステムとして、防災ラジオがある。平成 24 年度は 500 台を消防団、鉄道等の交通機関、自治会、自主防災組織へ試験配付した。今年度は 7 月に入札を行い、新たに 4,500 台購入した。災害時には自治会として動く前に、もう少し小さいコミュニティで動き始めることから、今後は自治会の班レベルまでの配布を予定している。

佐倉市の防災対策の状況については、資料「佐倉市の防災対策の状況」に、東日本大震災以降、市が整備を行ったものについてまとめたので参照いただきたい。

防災対策事業の概要説明は以上だが、市としては引き続き防災対策の充実と意識の向上を図りたい。
(防災防犯課)

引き続き、防犯対策事業について説明したい。

防犯対策事業では、地域の自主防犯活動の支援、防犯意識の啓発、防災資器材の貸与が中心となっている。予算をかけない防犯関連新規事業として 3 つ考えており、1 つめは青色パトロール実施団体との意見交換会、2 つめは県との共催による防犯診断、3 つめはまだ計画段階のものだが小中学校を巻き込んだ事業を考えている。現在、振り込め詐欺が多いが、お孫さんからアプローチしてもらうため、また、犯罪はいけないということを小中学生に改めて理解してもらうため、学校で講話を行うことを

考えている。

防犯上、一番の課題は空き家の対応である。予算上、数字は出てこないが時間を割いており、人件費の中では一番時間がかかっているのではないかと思われる。所有者の経済問題や、また、最近は所有されていた方が亡くなり、相続人が決まっていないなど、所有者にたどり着けない物件が出てきている。空き家は防犯面以外にも、家屋の倒壊や火災、環境など様々な問題を引き起こす可能性があるため、他の課とあわせて取り組む必要があると考えている。今年度、都市部で住生活基本計画を策定中であり、その中で空き家の利活用について考えるということを伺っているので、一緒に取り組みたい。また、空き家問題については、行政代執行に関する規定により、強制力を持たせるべきだという意見もあるが、個人の財産なので慎重に行わなければならないと考えている。

また、防犯カメラについて、自治会長を対象としてアンケートを取った際、市からの補助金があれば付けたいという意見がいくつかあったため、今後の補助制度の整備について検討したいと考えている。

(委員長)

では、これから意見交換を行いたい。まず、空き家が増えているという説明を受けたが、現在どのくらいあるのか。

(防災防犯課)

当課で把握しているのは相談件数だが、昨年度は 66 件の相談があった。

(委員長)

66 という件数は、同じ空き家に対する重複相談も含まれるか。

(防災防犯課)

66 戸の家屋に対する相談だった。

(委員長)

空き家の全体数は把握できていないのか。

(防災防犯課)

現在、都市部で住生活基本計画の策定に伴う実態調査を行っている。

(委員長)

実態調査はどのように行っているか。

(防災防犯課)

都市部では、一部の地域を抽出して標本調査をしていると伺っている。

(目等委員)

各町会に聞いてみるほうが早いのではないか。

(委員長)

長期不在なども近所の方なら把握していることが考えられる。

(目等委員)

介護施設への入所など、不在の理由もいろいろある。

(委員長)

空き家の固定資産税は徴収されているのか。

(防災防犯課)

いろいろな場合があるが、所有者が判明していれば納税通知を行っている。

(委員長)

では、固定資産税が支払われていないものもあるのか。

(防災防犯課)

中にはあると伺っている。

(市民部長)

少なくとも所有者がおり、課税はしている。だが、滞納しているケースがある。

(委員長)

固定資産税を支払っているということは市にとって意味がある。個人の財産だから手が出せないとい

いう説明があったが、固定資産税が支払われている以上、市がその家屋が周囲に迷惑をかけないための手立てを打つ義務があるといった論理構成が可能ではないか。

(市民部長)

空き家であっても、家屋を除却すると、住宅用地としての減免がなくなり、税法上不利なために除却しないケースもある。

(防災防犯課)

家屋が建っている土地の場合、200 ㎡まで小規模家屋用地として、本来の 1/6 の課税となっている。

(市民部長)

政府のほうでこの制度をやめるのではないかという動向もあるようだが。

(委員長)

空き家については、市として具体的にどのような状態で、周囲にどのように迷惑を掛けているという確認作業が大変だということだが、この地区がいくつかから全体数はこのくらいだろうという推計ではなく、具体的事実を把握したほうがいいのではないか。自治会に訊ねるといった先ほどの目等委員からの提案も参考にしていきたい。

(市民部長)

空き家であっても、災害を引き起こす可能性があるものとならないものの判断が難しい。

(委員長)

たしかに、空き家があるというだけでは問題にはならない。

(浅田委員)

防犯上、また、防災上、空き家が多いところは犯罪が多いという統計はあるか。

(防災防犯課)

草木が生えていればそれだけ目に付き、犯罪を引き起こしかねない。

(市民部長)

数字ではまだ捉えていない。

(目等委員)

町会長として、町内を歩いていると危険性があるという情報を得ることができる。空き家が半壊状態とか、そこに子どもたちが出入りして煙草を吸っているなどの情報により、危険を認識しているところもあれば、危険性のない空き家もある。このような細かい情報は地域のほうが持っているはずだ。

(委員長)

そのとおりだ。

(宇田川委員)

防災の関係だが、市は災害時に防災対策本部を設置するが、平常時の防災対策はどうか。

(防災防犯課)

先日の台風 18 号を例にとると、注意報が出たら夜中でもメールが入る。そのメールが来た段階で、職員は委託契約しているウェザーニューズ社に確認する。また、各職員が自宅のパソコンや平常業務中なら机のパソコンで気象情報を確認し、今後の体制を相談する。状況に応じローテーションしている職員を出動させ、警報が出れば防災防犯課全員と第 2 配備体制の土木部・都市部所属職員を出動させている。まずは状況の把握と分析を行い、対応を決めている。東日本大震災で 14 時 46 分に地震が起こったが、来庁者と職員が全員外に避難し、その間、資産管理経営室の庁舎管理担当が建物の危険度調査を行った。震度 5 強なので、全避難所を開設する基準ではなかったが、過去にない地震だったため、外に逃げていた段階で災害対策本部を設立し、避難所配備職員を全部の学校に向かわせ、4 時から 4 時半に避難所を開設させた。各学校の状況は、児童・生徒が残っていた学校については、先生方は子どもたちへの対応に追われていたという状況であった。

(宇田川委員)

公助、共助、自助というが、私は、地震が実際起こった場合、行政は 3 日ないし 1 週間来られない前提で自主防災組織を運営している。東日本大震災は職員が避難場所に行ける状況だった。現実には行けないことも出てくることが考えられる。ここで聞きたいのは、勤務時間外の災害で、地域の避難

所に職員が 5～6 人しか集まらないような場合を想定して全体で登庁訓練をしているかどうか。

(防災防犯課)

道路がすべて通れない、落橋しているといった前提では訓練を作っていない。

(宇田川委員)

自主防災組織は行政からの応援が何もない想定で訓練を行っている。そういったことも考えておかなければならない。

(防災防犯課)

阪神淡路大震災では、兵庫県芦屋市職員の地震当日の出勤状況は 30～40%だった。避難所配備職員も 6～8 名なので、職員が参集できない事態があるかもしれない。市ができる当初の支援は市民の皆さんが生きて避難所に来てから始まる。救助や避難誘導などは、地域でやっていただかざるを得ないと考えている。いきなり市職員が避難所を開設するというよりは、まずは各地域で行っていただく段階があり、それが自助ということだと思う。

(神委員)

支援が必要だと考えられる方々の把握がされているか。マップを市で独自に作っているか。障がい者、高齢者、自分で判断して動けない幼児がいる地域の把握はされているか。1 つの防災倉庫あたり、トイレや身障者に必要なものはいくつあるか。

(防災防犯課)

災害時要援護者については、福祉部局で把握しており、リストは必要な際すぐに印刷できる体制が取られている。ただ、この 8 月に災害対策基本法が改正され、市は名簿を作り、配布することが盛り込まれた。今回の改正では、災害時要援護者について、元気な高齢者は要支援者ではないとされた。今後、11 月頃に評価会議があり、そこで対象者が絞られるのではないかと思うが、今回の改正では情報を聞いて認識できる能力や逃げるといふ行動ができる能力、その能力に応じて対象を決めると伺っている。それを見極め、福祉部局のデータを基にどこまで災害時要援護者リストを配布するか、個人情報であるのでもらうほうが責任まで合わせて理解して受け取っていただけるか、名簿を渡して終わりではなく、名簿をもとにした地域の防災体制作りが課題である。

(神委員)

自治会のほうでは理解しているのではないか。私が聞きたいのはそれに応じた支援を市が用意しているかである。名簿の配付は差別につながるので、そういうことが聞きたいわけではなく、ハザードマップについて、市の職員は知っているのか、障害の特徴を職員は勉強しているかということだ。避難所に着くまでと着いてから、それぞれサポートが必要となる。東日本大震災時、福島では避難所対応できないために、自宅に戻らざるを得なくなった方もいた。そのあたりの市の対応を聞きたい。

(目等委員)

私の町会では、1 人で生活している支援が必要な方については、要支援者 1 人あたり 3 人の支援メンバーを作っている。3 人いれば、そのうち 1 人は無事な方が面倒を見られるのではないかという考えからだ。避難所に行ったとしても、避難所がその方の面倒までは見られないことを踏まえ、援助体制を作っている。

(宇田川委員)

そういう意味では、施策評価 資料 1 1 頁 防災体制が整備されたまちにします の担当課に福祉部が入っていないのがおかしい。福祉部も入れて議論をするしくみを作るべきではないか。

(防災防犯課)

防災対策の担当課は全部局であり、福祉だけ入れればいいわけでもない。要援護者については福祉と子育て部門と防災防犯課で検討委員会を作っており、先ほどお話した要援護者リストの配付方法や支援体制について、検討委員会で協議を行うこととしている。

(宇田川委員)

希望としては、文中に入れてほしい。

(高橋委員)

大災害では死亡者が出る場合もあるが、今後は予知や予備体制の強化をお願いしたい。緊急災害情

報が出たら何人くらいが聞いているのか。例えば、防災無線を流しても家を閉めていたり、一人暮らしの方の場合は認知度が下がる。緊急情報が出たら、防犯パトロールのように市のパトロール車がお知らせしてはどうか。市には情報が集約されるので、地域任せにするのではなく、全体としての情報伝達体制の整備を行い、人命を救うため、より被害者を少なくする体制を検討してほしい。

(宇田川委員)

何でも防災防犯課にお願いするべきではないが、このようなことを視野に入れた防災計画は重要だ。

(防災防犯課)

情報伝達については、市も無線やメールを流せばいいとしているわけではなく、避難勧告を出すような状況では、市や消防団の車で周知する体制は整えている。また、平成 22 年度末に全国瞬時警報システムも導入されている。これは、武力攻撃や地震速報、火山情報、竜巻情報などの緊急性を要する情報について、国から直接市町村を介さずに防災無線で流されるものである。竜巻情報は千葉県全域が対象のため、空振りになる場合でも放送される。ただ、音声情報なので夜間や雨が降っている状況では聞こえないこともある。

(高橋委員)

過去に体制を取ったことはあったのか。

(防災防犯課)

平成 13 年や 16 年の避難勧告時には広報車でお知らせした。

(浅田委員)

防災訓練について、去年と今年、私の地域で自主防災会主催の防災訓練を行ったが、なかなか参加者が集まらなかった。高齢者や要介護者、要援護者について気にかかるが、その人たちをどう把握するかということと、啓蒙活動が進まないという悩みがある。防災訓練の参加率が高い地域は被害者が少ないという統計もあるため、どうやって訓練の参加をしていくか。また、南海トラフや東京湾北部地震について、あまり知られていない。地域への啓蒙活動はどのように行っているか。

(防災防犯課)

今回は平成 24 年度に行ったアセスメント調査をお配りしたが、各世帯へ配布する細かい防災マップや、家具の転倒防止、飛散防止フィルムなどの各家庭や地域でのマニュアルを載せた冊子を発行し、配付したいと考えている。

(防災防犯課)

広報番組によるお知らせやデータ放送は可能か。

(市民部長)

ケーブルネット 296 なら文字放送が可能だが、現状では災害が起こった時の文字情報のみ対応していると伺っている。

(浅田委員)

東京湾北部地震はどのくらいの確率で起こるか。また、自治会でも転入者への対応について苦慮している。きめの細かい周知をお願いしたい。

(防災防犯課)

防災マップとメール配信サービスの情報は転入者用資料に入れてお知らせしている。

(委員長)

木造密集地の中の倒壊可能性の高い家屋を具体的に把握する必要がある。36 名の死者が出る可能性があるという説明があったが、どこでどのように出るか。統計学的なものでは意味がない。

また、防災無線の議論の中で窓を閉めたら聞こえないという指摘があったが、これに効果があるのだろうか。市川市ではあまり聞こえないが千代田区ではよく聞こえる。防災ラジオを配布するとあるが、今後 4 億円かけて防災無線をデジタル化する必要があるのか。デジタル化すると災害時に強くなるのか。費用対効果の高い施策に切り替えることも考えてはどうか。効果を検証する必要があるのではないか。

(防災防犯課)

災害時に多くの市民の方にお知らせするためには、防災行政無線は効果があると思っている。一番

いいのは各家庭でラジオのようなもので聞けることだと思う。平成 24 年度、25 年度で 5,000 台配布している防災ラジオは、デジタル化対応ではないので、平成 34 年までしか使えない。一部市町村では 2,000～3,000 円で有償頒布している市町村もあるが、あと 10 年程度しか使えないものを有償頒布するのはどうかという意見もあり、無償で配付している。この防災行政無線が全てなくなった場合の有効な代替システムは開発されていない。

(委員長)

防災行政無線の届く範囲は半径 300m とのことだが、市民全員に届くためには何本ぐらい必要か。

(防災防犯課)

180 本と想定していたが、最近、密集地や新しい開発地域もあるため足りない。200 本から 220 本必要かもしれない。

(委員長)

それでは、それに対応できる本数を用意するということか。

(防災防犯課)

各家庭で防災ラジオがあれば、それで聞くこともできるが、緊急地震速報などは外にいる方にもお知らせする必要があるため、防災行政無線の整備が必要と考える。

(目等委員)

携帯電話に入るものを進めたらどうか。行方不明の SOS はたくさん入りすぎてあまり本気で聞かなくなってきた。また、デジタルとアナログの違いはどういうものか。

(防災防犯課)

電波を発信する周波帯を切り替えるものであり、性能がよくなるというものではない。

(目等委員)

防災ラジオはものすごい音がする。音量を落とすことはできないか。

(宇田川委員)

私の地域では最近防災行政無線が設置された。設置されたおかげで、地域の人が聞こえる聞こえないに関わらず、無線に関心を持つようになった。住人に聞く意識、防災に対する意識が出てきたので、それなりの意義があるのではないかと思うようになった。防災ラジオは各自治会長宅と自治会館に入っており、正直うるさいと思う部分もあるが、携帯電話を持っていない高齢者もあり、全部が聞こえないながらも何か言っているなど関心を持ってもらうことができるので、あちこちに設置すればそれなりの効果はあるのではないかと考えている。

(目等委員)

意識を持ってもらうことは大事だ。

(市民部長)

災害時の伝達情報は、一つのシステムに頼るとそれがだめになったら崩れてしまうので、災害情報メール配信サービス、防災行政無線、防災ラジオ、臨時災害 FM 放送など、マルチな手段で情報伝達しなければならないと考えている。また、障害者についても市内の福祉施設と福祉避難所設置協定を結んでおり、障害者が避難してきたら、障害者施設・高齢者施設に別枠で受け入れていただく協定を結んでいる。

(宇田川委員)

そういう意味では防災防犯は今までのシステムだけでなく、障害者などの幅広いことも視野に入れ、防災防犯課が中心となって、福祉も含めて網羅していかないとならない。

(神委員)

協定を結ぶのは素晴らしいが、具体的に課題を持った市民がどういう形でその場所でお世話になるか、そこにつなげていくかは協定だけではカバーできない。特に、精神障害を持つ方など、多くの人の中で生活できない人をどう把握していくか考えていただきたい。

(吉村委員)

共助の部分について伺いたい。目等委員の町内会では要援護者の方を 3 人が支え、いざという時には機能するということだが、町会内で温度差があるところについて、市はどう考えているか。指導な

どは行うのか。

(防災防犯課)

名簿等の取扱いについても課題検討を行っているような状況の中、市で一方的な指導などを行ってはいない。地域で支援する人、される人という個別計画的なものを作らなくてはならないということは認識している。平成 22 年から災害時要援護者の手引きといったマニュアルと、佐倉市内でも先進的事例を行っている自治会があったので、その事例をもとにマニュアルを作成し、自治会に配布したり、各地域での防災訓練で事例紹介を行ったりはしている。

(高橋委員)

防犯カメラについて伺いたい。市内に 4 箇所 10 台設置されているとのことだが、コンビニなどを含めた佐倉市全体の防犯カメラの数の把握状況はしているか。また、今後増やす予定はあるか。最近は大変な誘拐事件などはないが、ひき逃げ犯の特定などに有効だ。

次に、警察との連携はどのくらいできているのか。信号の設置要望なども、一区長として見るとなかなか警察には行きにくい。交通取り締まりも、四街道では行っているが佐倉はお願いしてもそんなにしていない。市民の防犯という面で、適切な対応を支援してくれる体制はできているか伺いたい。

(防災防犯課)

防犯カメラの台数は 10 台であり、市の施設での管理は資産管理経営室が行っており、台数の把握はしていない。また、民間のマンションやコンビニなども含めた市全体の防犯カメラ設置数は把握していない。商店街には志津南口とユーカリが丘に設置している。今後の設置予定については、昨年度は県補助金を使って設置したが、今年度はなく、来年度以降は市が設置するか、自治会に補助金を出して設置してもらうか検討中である。防犯施策は警察の生活安全課と連携を行っているが、市民の方から事件の相談があった場合は、直接話していただいている。交通に関しては道路維持課が担当となるため、お答えできない。

(宇田川委員)

防犯組合連合会について、2 市 1 町村で補助金を出して佐倉警察署内に事務局を設置し、防犯組合として資器材を購入するなど、事業を行ってきたとのことだが、組合事務局と防災防犯課の密接な連絡は今までとってなかったのではないかと。補助金を出している立場として市も事業に携わるべきだ。

次に、現在、防犯アンケートを取っているということなので問題提起を行いたいが、青色パトロールカーは本当に防犯上の効果があるのか。私の周辺では、昼間の国道や県道でランプを点けて走っても無駄だという意見が圧倒的に多い。ただし、地域によって、夜間、路地から路地に回ってもらえれば、抑制効果や安心にもつながるという声もあった。昼間の買い物のついでに走るようでは意味がない。このことについて、効果を含めて議論してはどうか。

(防災防犯課)

防犯組合連合会は、今後連携を取っていきたい。また、青色パトロールカーは、今後の意見交換会に合わせて検討したい。

(高橋委員)

パトカーと一緒に走ってみてはどうか。抑止的要素は大事だ。

(宇田川委員)

抑止と安心のため、夜間なら効果があるかもしれないが、昼間の効果については一度議論すべきだ。

(委員長)

窃盗犯が一番びっくりするのは挨拶されることだという。顔を見て挨拶されるとその地域からは逃げ出すと聞く。

(宇田川委員)

校区のパトロールは挨拶があるが、青色パトロールカーは地域住民との接点がない。

(委員長)

おそらく挨拶をすると顔を見られる、顔を見られることを嫌う犯罪者が逃げるといった簡単な方法も考えてほしい。

では、これで終了する。聞き忘れたことがあれば後日事務局を通じて質問するのでご回答いただき

たい。

－市民部長、防災防犯課退室－

(3) その他

(委員長)

それでは、今の意見交換に対する率直な感想などがあれば伺いたい。懇話会意見としたい点や、次の意見交換に向けての進め方についての意見などもあれば併せて伺いたい。また、次回予定されている自治人権推進課所管の施策評価について、質問があれば事前に提出をお願いしたい。本日、事務局から説明のあった産業振興についても、疑問点やお気付きの点があれば提出願いたい。

本日の反省はどうか。私からは、部長の説明が長かった。今回はその部分について割愛できるか。

(事務局)

今回は部長が出席できないので、それを含めての説明だった。

(宇田川委員)

事前に事務局から部局との意見交換での質問事項を送られていたので、それに沿った説明があるかと思ったが、一般的な説明で、こちらにも改めて聞きたい事を聞かなくてはならなくなったため、時間の無駄が出てしまった。

また、防災体制については、今までの防災防犯課のしくみでは限界がある。障害者の問題も答えてくれたが、福祉部関連のことは防災防犯課としてエリアに入っているかということそうではない。防災防犯課が障害者も含めて対応していくことになっているのか、広域に考えていく必要がある。

(事務局)

質問事項は事前に渡してあったが、全部がうまく伝えられず、キャッチボールができなかった部分があった。

(委員長)

説明が資料のどこに掲載されているのか、よく分からなかった。

(目等委員)

回答だけでも箇条書きしたレジメがあればよかった。

(事務局)

次回の担当によく伝えたい。

(宇田川委員)

職員に同情するわけではないが、防災対策は 3.11 以降今までのやり方が崩れており、その辺を整理しろというのも難しいとは思う。

(委員長)

最初の資料も平成 19 年度のものだが、その頃と 3.11 以降では大きく変わっている。

(宇田川委員)

南海トラフも出ていないが、まだ検証していないということだろう。ただ、マスコミ等で新しい情報は出されている。

(委員長)

東京都も去年か今年、新しい被害予想を公表した。比較的、佐倉は安全だという考えが背景にあるのか。

(目等委員)

液状化についても質問したかった。昔の地形と現状の地図を重ね合わせて、たとえばここは昔田んぼだった、谷だったなどの情報をお知らせする、このことによって不安を抱かせることになり難しい部分もあるが、市民それぞれが危険性を知ることができることについて、行政はどう考えているか聞きたかった。

(宇田川委員)

同様のことを地域でも議論したが、地価が下がるなどの反対があった。

(委員長)

ハザードマップを作るとき、10年前はできなかったのはそういった理由からだった。

(宇田川委員)

これは乗り越えなくてはならない。防災防犯課ですべて行うのは難しいが、いい議論をすべきだ。

(委員長)

では、続いて自治人権推進課所管施策の質問はあるか。

(事務局)

前回、2点意見をいただいた。1点目はNPOとボランティアの関係が分からないので、そのあたりが明確にならないか。もう1点は、男女と人権は全部の施策に該当するのでどの議論でも意識してほしいということだった。

(委員長)

今日の議論の中でも、地域の状況や空き家の状況、災害弱者などについて、進んだ自治会は良く理解しているが、自治会間の差が大きいと思った。また、コミュニティとテーマ型コミュニティについては、他施策に関連することが出てくるだろうと思う。

(宇田川委員)

佐倉市の組織として、自治と人権の組織が一緒になっているのはどうなのか。少々違和感がある。人権は数値で表せることなく、すべての分野に絡む。

(高橋委員)

他の自治体でも同様の組織体制なのか。

(委員長)

人権の大きなテーマは男女共同参画、外国人、障害者、同和問題などだが、地域に関係してくるので市民部に入るところが多い。

(事務局)

佐倉市では数年前に男女共同参画部門と市民活動推進課が一緒の課になり、今の体制となったという経緯がある。

(目等委員)

行政改革における無理な縮小の一環の結果か。市川市では市民相談室が所管していた。女性問題、当時の婦人問題は福祉だった。田舎では婦人会館があった。

(事務局)

次回、自治人権推進課の説明は、251の地縁団体での地域差や、現状の把握などでよろしいか。

(委員長)

自治会ごとの会員数を把握しているか。

(事務局)

把握している。

(委員長)

千代田区はデータを持っておらず、住民票の数で補助金を交付していた。実数を把握しているなら形式的な数字ではなく、どの自治体が活発か、活発な自治体とそうでないものの差は何か、活発モデルの普及や活発でないところの原因分析を行っているかどうか伺いたい。

(宇田川委員)

活発なところは把握できているが、そうでないところは難しいだろう。

(事務局)

実例を挙げてもらえばいいか。

(委員長)

また、模範的な活動を把握しているのであればどのように広報活動に乗せているか伺いたい。

(神委員)

自治会の担い手は高齢者が中心だと思うが、世代間の連携はどうなっているか。縦のつながりはうまくいっているか。また、佐倉市では子供会と自治会は同じか別か。別では世代間連携がうまくいかない恐れがある。

(宇田川委員)

今では子供会に入るほうが少ない。4割程度か。自治会から助成金を出しているところが圧倒的に多い。

(高橋委員)

子供会自体がないところもある。

(委員長)

親は比較的若い人が多いので、活発なところは活発か。

(神委員)

面倒なことはしたくないので、自治会には入らないが、子どもだけお祭りに参加させたいので子供会だけ加入するという話を聞いたことがあり、気になっていた。

(事務局)

若い人が多い自治会ではどのような取り組みをしているかということか。

(神委員)

もう一つ、市民のニーズに合わせて、NPOやボランティアなどで子どもが主体的に参加できる事業があるか伺いたい。

(宇田川委員)

まちづくり協議会で行っているところがある。

(事務局)

資料としてお配りした広報にそのあたりのことがあるので、事例説明をしてもらおう予定だ。

(委員長)

まちづくり協議会はいくつ設立されているか。

(事務局)

23小学校区のうち、7つである。

(浅田委員)

成果指標として、団体数の増減などがあるが、各団体がどのように運営されているかが分かる方法はないか。

(事務局)

HPなどでは把握できる。

(浅田委員)

公益団体が多く、増えてもいるが中身が見えない。

(事務局)

そのあたりは次回担当課から聞いていただきたい。

(3) その他

次回のスケジュール確認

(19時51分 終了)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

章	基本施策			P
「快適で、安全・安心なまちづくり」～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立				
2	(5)	【防災体制の整備】	防災体制が整備されたまちにします	1
	(6)	【防犯、交通安全】	安全に暮らせるまちにします	6
「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～				
4	(3)	【商店街】	商店街が元気なまちにします	10
	(4)	【企業活動】	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	13
	(5)	【新たな産業】	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	16
	(6)	【雇用】	雇用が安定したまちにします	19
	(7)	【観光】	住んでよし、訪れてよしのまちにします	22
「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～				
6	(1)	【地域コミュニティ】	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	27
	(2)	【市民活動】	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	32
	(3)	【人権】	お互いの人権を尊重しあうまちにします	35
	(4)	【男女平等参画推進】	男女がともに参画できるまちにします	38

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(5)	防災体制が整備されたまちにします（総合計画 P86）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	企画政策部 広報課、市民部 防災防犯課、土木部 土木河川課、都市部 建築住宅課、都市部 開発審査課

2 現状と課題

○地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

○防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

3 基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。

また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

4 施策

○防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

○地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

○災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
防災啓発センター来館者数	人	3,851 人 (前年度より増)	↓	4,437 人 (H23) 6,562 人 (H22)
地震体験車利用人数 (館内)	人	145 人 (前年度より増)	↓	2,123 人 (H23) 5,054 人 (H22)
自治会・町内会等の防災訓練実施回数	回	66 回 (60 回)	↑	79 回 (H23)
自主防災組織の団体数 (組織率)	団体	88 団体(50%) (新規 5 団体)	↑	81 団体 (H23) 75 団体 (H22)
防災無線施設の整備率	箇所	102 箇所(57%) (104 箇所)	↓	99 箇所 (H23) 94 箇所 (H22)
防災井戸設置数 (総数)	箇所	41 箇所 (39 箇所)	↑	29 箇所 (H23) 22 箇所 (H22)
災害共済事業加入世帯数	世帯	3,553 世帯 (3,500 世帯)	↑	3,500 世帯 (H23) 3,398 世帯 (H22)
災害共済事業給付全件数	件	13 件 (-)	↑	9 件 (H23) 7 件 (H22)
急傾斜地対策工事箇所数	箇所	15 箇所 (13 箇所)	↑	13 箇所 (H23) 13 箇所 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

防災啓発では、地震体験車の故障により防災啓発センターの来館者数は前年度を下回っていますが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われており、市職員を派遣し、防災講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行いました。

災害体制整備では、職員の非常登庁訓練、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行いました。

施設整備については、防災行政無線（同報系）のデジタル子局 3 基の新設、広域避難場所 12 箇所への防災井戸の新設並びにミレニアムセンター佐倉の防災井戸の改修などの整備を行いました。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールや PHS 電話の導入、避難所配備携帯電話へのメール機能の追加、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオを試験導入し、自治会や自主防災組織、関係機関へ配布を行いました。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置する場合に設置必要の助成を行いました。

急傾斜地の崩壊対策として千葉県により行われた工事、設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所を点検しました。

ハード・ソフトの両面から実施できるものから着手し、防災対策の強化に努めました。

総括として、基本施策につながる 9 つの成果指標をみると、6 つの成果指標（66.7%）が達成できました。また、未達成の 3 つの成果指標のうち、2 つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、平成 25 年 2 月に修理を完了しており、平成 25 年度は通常通り利用されています。

これらのことから、本基本施策としては、概ね順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い情報伝達手段の拡充を図る必要があります。

また主たる情報伝達施設である防災行政無線（同報系）は、現在市域の 50% の整備状況であることから、引続き子局整備を図る必要がありますが、新スプリアス基準には適合しておらず、将来的（平成 32～34 年度まで）には市内子局スピーカー施設を全てデジタル化への移行が必要となります。

また、避難所、支部とともに一部庁用車に設置している防災行政無線（移動系）も同じくデジタル化への移行が必要となります。

8 今後の取組方向

（「概ね順調に進捗しています」から「順調に進捗しています」となるために）

災害時における情報をいち早く伝達することは、被害の軽減につながることから、市内への防災行政無線子局設置を引き続き整備するとともに、防災ラジオや災害時臨時 FM 局などの複数の情報伝達手段の構築を図ります。

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化に向けた計画的な改修整備を図ります。

また、防災対策においては、自助・共助が基本であることから、市民一人一人の防災意識の高揚を図るため、防災啓発とともに自主防災組織などへの支援を引き続き行います。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
防災啓発施設整備事業	9,249 千円	669 千円	9,918 千円	207	50
防 災 訓 練 支 援 事 業	673 千円	7,586 千円	8,259 千円	208	
防 災 啓 発 事 業	557 千円	1,891 千円	2,448 千円	209	
自主防災組織支援事業	3,534 千円	7,184 千円	10,718 千円	210	51
危険ブロック塀等転換助成事業	138 千円	704 千円	842 千円	211	
既存建築物耐震改修等支援事業	14,011 千円	7,888 千円	21,899 千円	212	226
災害救援体制整備事業	46,015 千円	3,659 千円	49,674 千円	213	52
防災資器材等管理事業	11,910 千円	5,873 千円	17,783 千円	214	54
災害情報伝達事業	8,513 千円	4,766 千円	13,279 千円	215	
防災対策計画事業	9,463 千円	5,624 千円	15,087 千円	216	53
臨時災害 FM 放送事業	9,830 千円	0 千円	9,830 千円	217	31
防災施設整備事業	54,728 千円	3,321 千円	58,049 千円	218	55
災害共済事業運営事業	187,573 千円	61,879 千円	1,602 千円	219	375
河川維持管理事業	2,823 千円	2,315 千円	5,138 千円	220	
河 川 改 修 事 業	3,100 千円	160 千円	3,260 千円	221	
勝田川（上志津原地区）改修事業	1,075 千円	33 千円	1,108 千円	222	240
南 部 川 改 修 事 業	0 千円	133 千円	133 千円	223	
上小竹川改修事業	0 千円	0 千円	0 千円	224	
調整池維持管理事業	8,026 千円	3,993 千円	12,019 千円	225	
調 整 池 改 修 事 業	1,869 千円	234 千円	2,103 千円	226	
調 整 池 整 備 事 業	522 千円	2,898 千円	3,420 千円	227	
急傾斜地崩壊対策事業	0 千円	1,779 千円	1,779 千円	228	241
宅地耐震化推進事業	0 千円	266 千円	266 千円	229	
災害対策本部移設事業	0 千円	838 千円	838 千円	230	
合 計	186,036 千円	61,814 千円	249,452 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立	
	(6)	安全に暮らせるまちにします	(総合計画 P88)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	市民部 防災防犯課、土木部・道路維持課

2 現状と課題

○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動 近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。
○交通事故件数と内容の変化 佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

3 基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。 また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します
--

4 施策

○犯罪の防止を図ります 警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。
○交通安全対策を推進します 交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
自主防犯活動団体数	団体	159 団体 (151 団体)	↑	152 団体 (H23) 148 団体 (H22)
市内刑法犯認知件数 (年)	件	1,631 件 (前年より減少)	↑	1,758 件 (H23) 2,133 件 (H22)
佐倉警察署管内の交通事故発生状況	件	582 件 (前年度より 減少)	↑	623 件 (H23) 667 件 (H22)
交通安全移動教室参加人数	回 人	33 回 2,712 人	↓	33 回 2,755 人 (H23) 33 回 2,445 人 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

（防犯）

- ・自主防犯活動団体に防犯資器材（腕章・タスキ・拍子木・誘導等）の貸出を行いました。
- ・地域の防犯活動のリーダーとなる防犯指導員を対象に防犯研修会を実施しました。
- ・駅頭 2 か所で防犯キャンペーンを実施しました。
- ・佐倉警察署管内防犯組合連合会への負担金を交付するとともに、連携を図りました。
- ・市内 4 か所に街頭防犯カメラを設置しました。
- ・佐倉市暴力団排除対策協議会の設立など、暴力団排除の取組みを推進しました。
- ・犯罪発生の恐れがある空き家について、所有者等への適正管理を依頼しました。

（交通安全）

- ・交通安全対策協議会を開催しました。
- ・交通安全対策に関する警察等への要望を行いました。
- ・交通事故相談を行いました
- ・通学路横断旗、横断缶、ストップマーク等を作成しました。
- ・信号機及び規制表示設置に伴う道路交通量調査を委託し実施しました。
- ・交通安全移動教室を開催しました。
- ・パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施しました。
- ・交通安全啓発看板を設置しました。

（総括）

本基本施策につながる成果指標をみると、4 つのうち 3 つの成果指標（75%）が達成できました。

交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されており、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断します。

また、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	●	概ね順調に進捗している		半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

- ・市内には 251 の自治会・町内会等があり、地域防犯活動に対する理解や取組みも様々です。その点を勘案し、研修会の内容等や支援方法を検討する必要があります。
- ・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向にあるものの、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死傷者数は増加傾向を示しており、また、自転車関連事故も増加の傾向にあります。

8 今後の取組方向

- ・犯罪抑止を図るため、引き続き事業を実施します。なお、より効果的な地域への支援方法・啓発事業を検討します。
- ・高齢者対象や自転車対象の交通安全教室を市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下開催し、交通事故の防止に努めます。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費 (決算)	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
地域防犯活動推進事業	6,899 千円	14,235 千円	21,134 千円	231	82
交通安全対策事業	1,223 千円	4,899 千円	6,122 千円	233	43
交通安全啓発事業	2,069 千円	6,687 千円	8,756 千円	234	44
合計	9,090 千円	25,821 千円	36,012 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(3)	商店街が元気なまちにします	(総合計画 P118)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○個店の経営状況の悪化 本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。
○商店街機能の衰退 個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

3 基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。 また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

4 施策

○魅力ある商業地を形成します 市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 商 店 会 数	商店 会	17 商店会 (17 商店会)	↑	17 商店会 (H23)、17 商店会 (H22)
街路灯を管理する商店会数	商店 会	15 商店会 (15 商店会)	↑	15 商店会 (H23)、15 商店会 (H22)
産業振興ビジョン進捗率	%	44.7% (50%以上)	↓	70.9% (H23) ※着手率
ユーカーフェスタ入場者数	人	25,000 人 (46,000 人)	↓	52,000 人 (H23) 30,000 人 (H22)
白井ふるさとにぎわい祭入場者数	人	20,000 人 (22,000 人)	↓	24,000 人 (H23) 24,000 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

市内で活動している商店会数は現状を維持しています。また、商店会等が行う数々の活性化事業が街中にぎわい推進事業等を活用して実施されるなど、元気な商店街づくりに取り組む商店会を支援することができました。

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

商店会が管理する街路灯は、商店の営業のためだけでなく、地域住民の防犯・安全にも寄与するものであることから、今後も継続的に管理されていくことが求められていますが、商店会の組織率の低下等により、商店会員の負担が大きくなっています。

8 今後の取組方向

今後も、元気な商店街づくりに取り組む商店会の支援を行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
地域通貨調査研究事業	0 千円	0 千円	0 千円	368	
街路灯等維持管理支援事業	2,990 千円	536 千円	3,526 千円	369	
市営駐車場維持管理事業	1,111 千円	1,477 千円	2,588 千円	370	
産業振興ビジョン推進事業	65 千円	1,678 千円	1,743 千円	371	
街中にぎわい推進事業	15,198 千円	2,182 千円	17,380 千円	372	215
合計	19,364 千円	5,873 千円	25,237 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(4)	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします（総合計画 P119）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業の連携による経済の総合的な発展 総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。
○中小企業の経営支援 中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

3 基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。 また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。
--

4 施策

○企業の連携による地域経済の振興を図ります 経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。
○中小企業の経営安定を図ります 地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
佐倉工業団地連絡協議会会員数	社	61 社 (63 社)	↓	62 社 (H23)、63 社 (H22)
佐倉第三工業団地連絡協議会会員数	社	43 社 (41 社)	↑	39 社 (H23)、41 社 (H22)
佐倉市商工会議所加盟事務所数	件	1729 件 (維持)	↓	1776 件 (H22)
保存された伝統工芸・技術の数	件	2 件 (2 件)	↑	2 件 (H23) 2 件 (H22)
佐倉市中小企業資金融資制度 利用企業件数・金額	件・ 金額	194 件 9,554 千円	↓	198 件 10,869 千円 (H23)
産業まつり出店数	店	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし
産業まつり来場者数	人	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・各団体へ適切に補助金を交付し、団体の活動（工業団地内の環境維持、改善や地域共生の観点からの諸活動（地域の清掃、見学研修））を支援しました。特に平成 23 年度から再開した第三工業団地連絡協議会の活動を支援しました。

・伝統的工芸品制作者 2 名に補助金を交付し、見学者の受け入れや出展等の事業を支援することにより、伝統的工芸品の普及を図りました。

・平成 23 年度（平成 24 年 3 月 17 日、18 日開催）に再開した産業まつり「佐倉モノづくり Festa」は、24 年度は開催時期・場所を見直す中で、開催を見合わせ、25 年度（5 月 18 日・19 日開催予定）の開催準備を行いました。

・本基本施策につながる 8 事業のうち、目標を達成できたのは 1 事業ですが、総体的にみると本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・商工会議所は、会員数が減少し組織率が低下しています。

・伝統的工芸品制作者の後継者不足により、近い将来にその技術・技法の消滅が懸念されるものもあります。

8 今後の取組方向

--

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第2回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
商業・工業団体育成事業	33,893 千円	2,853 千円	36,746 千円	373	212
市内商工業啓発事業	583 千円	2,146 千円	2,729 千円	374	
工業団地案内看板環境整備事業	0 千円	0 千円	0 千円	375	
伝統産業保存育成事業	300 千円	266 千円	566 千円	376	
中小企業代位弁済損失補償事業	4,243 千円	604 千円	4,847 千円	377	
中小企業支援事業	14,577 千円	8,122 千円	22,699 千円	378	211
技術の伝承・技能の向上への支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	379	
中小企業資金融資基金事業	0 千円	0 千円	0 千円	380	
合計	53,596 千円	13,991 千円	67,587 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(5)	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します（総合計画 P120）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

○事業所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

3 基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業家に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

4 施策

○企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

○起業を促進します

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 進 出 企 業 数 (平成 16 年度からの累計)	社	11 社 (11 社)	↑	9 社 (H23)、9 社 (H22)
進出企業における市内従業員数	人	363 人 (-)	-	
起業支援事業助成件数	件	4 件 (2 件)	↑	1 件 (H23)
佐倉起業塾参加者数	人	10 人 (10 人)	↑	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市の企業誘致情報を P R する専用ホームページを設立しました。

・企業誘致助成 6 件（企業立地促進助成金 4 社、地元雇用促進奨励金 1 社、賃貸型立地促進助成金 1 社）を行い、市への誘致・定着を推進しました。

・企業誘致助成制度の拡充を行いました。（平成 2 3 年度）

①助成対象を「新設のみ」から「既存企業の増設」まで拡大

②地元雇用助成の助成額・助成期間を拡大

・起業支援事業を創設、支援件数 5 件（2 3 年度 1 件、2 4 年度 4 件）

・起業に関する市民講座「佐倉起業塾」を開催（全 3 回）し、1 0 名の市民の参加を得ました。

・創業資金融資制度について、平成 2 5 年度からの実施に向けて作業を進めました。

以上のことより、本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市内工業団地の用地はほぼ全て埋まっており、空きがなく、進出希望の問い合わせに対して、進出先の土地を紹介できない状況です。

8 今後の取組方向

・企業誘致については、既存企業の動向や土地の動向情報を調査・収集します。

・起業支援については、事業啓発を行うことで支援実績の増加を目指します。また、新たな起業支援メニューとして、平成 2 5 年度から創業資金融資制度を開始します。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
企 業 誘 致 事 業	136,858 千円	6,210 千円	143,068 千円	381	214
優良事業拡大支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	382	
起 業 支 援 事 業	600 千円	3,590 千円	4,190 千円	383	
合計	137,458 千円	9,800 千円	147,258 千円		

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(6)	雇用が安定したまちにします	(総合計画 P122)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

3 基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

4 施策

○就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
中小企業退職金共済の新規加入者分掛金の 補助金交付企業数・加入者数	社・ 人	34 社・107 人 (39 社・117 人)	↓	36 社、125 人 (H23)、 43 社、224 人 (H22)
佐倉共同高等職業訓練校修了人数	人	1 人 (6 人)	↓	6 人 (H23)、6 人 (H22)
地域職業相談室利用者数	人	20,259 人 (21,223 人)	↓	21,630 人 (H23) 21,223 人 (H22)
紹介率（企業紹介件数／相談件数）	%	28% (38%)	↓	28% (H23) 38% (H22)
新規求職者の就職率（就職件数／新規求職者数）	%	85% (47%)	↑	41% (H23) 47% (H22)
地域職業相談室利用者の就職件数	件	896 人 (794 人)	↑	754 件 (H23) 794 件 (H22)
就業促進セミナー参加者数	人	57 人 (51 人)	↑	45 人 (H23) 51 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・ 中小企業退職金共済掛金補助事業 34 社 107 名に対し、退職金掛金の一部を補助しました。 ・ 地域職業相談室運営事業 佐倉市地域職業相談室（ミレニアムセンター佐倉内）にて、20,071 件の相談対応を行い、5,675 件の職業紹介を行い、896 件が就職に結びつきました。 ・ 特定求職者雇用促進事業 障害者雇用支援のため、雇用促進奨励金の交付を 2 件行いました。 ・ 職業能力向上支援事業 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、1 人の技術者を育成しました。 ・ 就職希望者を対象とするセミナーを 3 回開催しました。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・ 特定求職者雇用促進事業の障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金は、補助金の申請が制度創設以来少なく、抜本的な見直しが必要と思われます。

8 今後の取組方向

・ 障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金について、見直しを行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
中小企業退職金共済掛金補助事業	912 千円	604 千円	1,516 千円	384	
地域職業相談室運営事業	351 千円	971 千円	1,322 千円	385	
特定求職者雇用促進事業	335 千円	435 千円	770 千円	386	
職業能力向上支援事業	686 千円	166 千円	852 千円	387	
就業促進支援事業	93 千円	0 千円	93 千円	388	
合計	2,377 千円	2,176 千円	4,553 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(7)	住んでよし、訪れてよしのまちにします（総合計画 P123）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○城下町としてのイメージ強化 本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。 城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。
○ふるさと広場周辺の交通渋滞 本市の代表的な観光拠点の 1 つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。
○町並みの不統一感 佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。
○観光施設やイベントの積極的な PR テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的に PR する必要があります。
○観光施設間の回遊性の向上 本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

3 基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。 また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○観光拠点などを充実させます 観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。
○観光行事を充実させます 観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。
○人材や団体の育成を支援します 観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。
○市の PR 及び観光情報の収集・提供を行います 佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
年間観光客入込数	人	1,358,432 人 (1,196,352 人)	↑	1,196,352 人 (H23) 1,423,384 人 (H22)
主要観光施設の来館者数	人	830,432 人 (808,352 人)	↑	808,352 人 (H23) 954,384 人 (H22) ※年
観光イベントの来場者数	人	528,000 人 (50,000 人)	↑	388,000 人 (H23) 469,000 人 (H22)
佐倉の観光に対する市民満足度	%	—%	—	
観光協会（京成佐倉駅前）における案内件数	件	12,136 件 (10,708 件)	↑	10,708 件 (H23) 12,506 件 (H22)
JR 佐倉駅前観光情報センター利用者数	人	15,736 人 (13,065 人)	↑	13,065 人 (H23) 15,008 人 (H22)
市観光ホームページアクセス件数	件	75,426 件 (50,000 件)	↑	※ホームページリニューアルのため、 H24 からカウント
年間撮影件数	件	30 件 (15 件)	↑	13 件 (H23)、11 件 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・観光施設の維持管理を行いました。 ①佐倉新町おはやし館管理運営業務：指定管理者に委託（平成 22～25 年度） （佐倉囃子（佐倉市指定無形文化財）の伝統啓発、山車人形の展示、観光情報の提供や郷土の文化、伝統行事、物産等の紹介） ②飯野台観光施設（佐倉サンセットヒルズ）管理運営業務：指定管理者に委託（平成 20～23 年度） （オートキャンプ場、バーベキュー、テニスコート、野鳥の森） ③佐倉ふるさと広場管理棟管理業務：佐倉市観光協会に委託（単年度） （ふるさと広場、サイクリングロード利用者の休憩施設） 本基本施策につながる 9 事業のうち、7 事業が目標を達成したあるいは概ね目標を達成していることから本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・城下町地区は、市施設だけではなく、民間所有の資産を活用した事業などを実施する必要があります。 ・印旛沼周辺は、親水性のある事業の実施と緑、花を活用した事業を実施する必要があります。 ・佐倉城址のさくら（旧称：市民さくらまつり）、時代まつりは、市が主体的に取り組むものへと変更しています。 ・やめたくてもやめられないイベントばかりです。少しでもよりよいイベントとなるように、工夫しながら、コスト削減を努力しながら取り組んでいきます。
--

8 今後の取組方向

・参加体験型の事業と毎回切り口をかえ、新鮮な事業を行うことによって、参加者の満足度を高め、1,000 人が 1 回ではなく、1 人が 1,000 回訪れるようなまちにしていきます。 ・イベントの目的やコンセプトを明確にし、イベントにかかわる人が共有しながら取り組んでいきます。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
観光施設維持管理事業	13,385 千円	3,807 千円	17,192 千円	389	216
観光資源創出事業	200 千円	388 千円	588 千円	390	
緊急雇用創出事業（野鳥の森等整備事業）	0 千円	0 千円	0 千円	391	
観光施設整備事業	0 千円	382 千円	382 千円	392	
観光イベント事業	61,785 千円	15,140 千円	76,925 千円	393	217
観光協会等支援事業	9,136 千円	1,107 千円	10,243 千円	394	219
観 光 広 報 事 業	2,839 千円	1,717 千円	4,556 千円	395	
観光情報発信事業	809 千円	0 千円	809 千円	396	220
シティセールス事業	0 千円	858 千円	858 千円	397	
合計	88,154 千円	23,399 千円	111,553 千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(1)	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします（総合計画 P148）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

○市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

3 基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○まちづくりに対する市民の関心を高めます まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。
○地域のまちづくり活動の環境を整備します 自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。
○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。
○地域コミュニティ活動への支援を行います 地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
○コミュニティの活動拠点を確保します 各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
地 縁 団 体 数	団体	251 団体 (247 団体)	↑	249 団体 (H23) 245 団体 (H22)
業務委託契約団体数	団体	251 団体 (250 団体)	↑	249 団体 (H23) 246 団体 (H22)
自治振興事業実施率	件	95.6% (地縁組織団 体の 95%)	↑	97.2% (H23) 95.9% (H22)
地区集会所支援実施率	%	100% (100%)	↑	33 回 2,755 人 (H23)
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民協働事業実施事業数	事業	6 事業 (5 事業)	↓	4 事業 (H23) 4 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認証協議会数	団体	5 団体 (6 団体)	↑	5 団体 (H23) 4 団体 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
地域まちづくり事業実施事業数	事業	35 事業 (36 事業)	↓	32 事業 (H23) 24 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	166 団体 (H23) 158 団体 (H22)
市民協働推進講演会の参加者人数	人	216 人 (175 人)	↑	185 人 (H23) 175 人 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断します。 地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断します。 地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断します。 コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断します。 本基本施策につながる 11 の成果指標のうち 9 の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加しています。
- ・自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要です。
- ・市民の自治意識の醸成が必要です。

8 今後の取組方向

・新規開発等がある場合は、既存自治会への加入や新規自治会の設立支援を引き続き行ってまいります。 ・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き行ってまいります。 ・自治会・NPO等が行うまちづくり活動に対して引き続き支援を行ってまいります。 ・地域のまちづくり活動をより盛んにするためにも、多くの市民の皆様にまちづくりに対する関心をもっていただけるよう、効果的な広報等を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費 (決算)	H24 人件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
市民協働推進事業	375 千円	3,357 千円	3,732 千円	525	
市 民 協 働 事 業	1,638 千円	4,274 千円	5,912 千円	526	62
地域まちづくり協議会事業	3,902 千円	1,817 千円	5,719 千円	528	63
市民憲章推進事業	1,509 千円	3,262 千円	4,771 千円	529	
自治会等活動推進事業	30,555 千円	12,648 千円	43,203 千円	530	59
コミュニティ環境整備事業	13,550 千円	4,532 千円	18,082 千円	531	61
合計	51,529 千円	29,890 千円	81,419 千円		

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(2)	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします (総合計画 P150)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

○自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

3 基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

4 施策

○市民公益活動に対する市民の関心を高めます

多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します

○市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民公益サポートセンターの利用人数	人	8,442 人 (7,515 人)		7,861 人 (H23) 7,367 人 (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)		158 団体 (H22)

6 施策の総合評価

市民公益活動に対する市民の関心に関する指標は、今回の調査が初期値となるため、今後、目標値を設定し、次回の調査時にあらためて判断します。

市民公益活動を促進する環境整備については、市民公益活動サポートセンター利用者数及び市民公益活動団体数から、順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる 3 つの成果指標のうち、2 つが達成できていることから、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・市民公益活動が市民にとってより身近なものとして感じることができるよう啓発が必要です。
- ・市民公益活動団体の活動をより充実するとともに、継続して活動できるような支援が必要です。

8 今後の取組方向

- ・より多くの市民の皆様へ、市民公益活動に対する関心をもつことができるよう、他団体等と連携しながらより効果的な周知啓発を図ってまいります。
- ・市民公益活動を促進する施設・機能である市民公益活動サポートセンターと緊密な連携を図りながら効果的な団体支援を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回 改 訂 版 頁 数	主要施策の成果頁数
ボランティア活動等振興事業	514 千円	6,195 千円	6,709 千円	533	
市民公益活動サポートセンター 管理運営事業	14,568 千円	1,992 千円	16,560 千円	534	64
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円		

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(3)	お互いの人権を尊重しあうまちにします （総合計画 P152）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、教育委員会事務局・指導課、教育委員会事務局・社会教育課

2 現状と課題

○推進体制づくり 人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
○市民の人権意識の高揚 偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。
○基本的人権の正しい知識 市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

4 施策

○人権施策に関する推進体制の充実を図ります 市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。
○人権問題について考える機会を提供します 多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります
○人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します 基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
人権は何よりも尊重されなければならない と考える市民の割合	%	— (—)	—	
さくらヒューマントークへの参加者数	人	739 人 (600 人)		703 人 (H23) 606 人 (H22)
人権を対象とした講座受講者数	人	148 人 (171 人)		171 人 (H23)
地域交流施設の利用者数	人	1,647 人 (2,622 人)		2,683 人 (H23) 2,622 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市民音楽ホールについて「さくらヒューマントーク」を開催し、739人の参加がありました。

・学校や地域における人権教育に係る授業や行事に対する支援を行いました。

本基本施策は、数値で判断することは難しい面もありますが、総体的に本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市民向けの啓発イベントは、講演会のテーマ、講師の知名度により集客数が大きく左右されてしまいます。

・人権問題は日々変化するとともに複雑、多様化しており、常に現在の人権問題を把握し、周知する必要があります。

・市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

8 今後の取組方向

・多くの市民に、時代によって変化する人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図るために継続して事業を行います。

・数値で判断することは難しいですが、児童生徒の人権に対する知識や意識がどのような環境においても生涯に渡って根付いていけるような教育を展開できるような支援を行っていきます。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
人権施策推進事業	1,750千円	3,860千円	5,610千円	536	
（仮）人権推進資料センター設置事業	0千円	2,315千円	2,315千円	537	
人権施策企画事業	0千円	3,055千円	3,055千円	538	
人権啓発推進事業	2,544千円	4,698千円	7,242千円	539	
中学校人権教育推進事業	0千円	636千円	636千円	540	
人権教育推進事業	848千円	3,336千円	4,184千円	541	
小学校人権教育推進事業	235千円	1,273千円	1,508千円	542	
合計	5,377千円	19,173千円	24,550千円		

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(4)	男女がともに参画できるまちにします (総合計画 P154)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、健康子ども部児童青少年課

2 現状と課題

○男女平等意識の定着 家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。
○あらゆる場における男女平等参画の実現 政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。
○男女平等参画推進センターの機能の充実 男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります
○DV 対策の推進 DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。 また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

4 施策

○男女平等についての意識の啓発を図ります 市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。
○男女が対等な立場で参画できる環境を整備します 男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします
○男女平等参画推進センターの機能を充実します 市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります
○DV 対策を推進します DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
さくらフェスタ参加者数	人	401 人 (450 人)		322 人 (H23) 482 人 (H22)
男女平等参画社会の理念の普及	%	— (39.5%)	—	36.2% (H23)
男女平等参画推進センターの来館者数	人	38,958 人 (35,200 人)		37,494 人 (H23) 43,048 人 (H22)
各種審議会・委員会等の女性委員比率	%	25.9% (35.0%)		24.6% (H23) 24.8% (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・男女平等参画に関する啓発事業「さくらフェスタ」を開催しました。 ・施策の進行状況について、審議会の評価と意見を事業担当課にフィードバックし、市民へ公表しました。 ・男女平等参画推進センターでは、市民のニーズにあった事業の実施や居心地いい空間づくりに努め、来館者が 38,000 人を超えました。 ・緊急を要する場合の一時保護支援の扶助をすることで、被害者の安全を確保し、その後の生活を支援する期間につなぐことが可能になります。関係機関との連携により、緊急一時避難の扶助費を使用することなく被害者の安全確保ができました。 本基本施策につながるすべての成果指標において昨年度の実績値以上であること、また各種審議会・委員会等の女性委員比率は着実な上昇が目標達成へ繋がることから、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しくはありますが、概ね順調に進捗しているものと判断します。				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

7 今後の課題

・男女平等参画意識の啓発に市民の理解・協力を得ながら啓発事業を実施していますが、協力者・参加者をいかに増やし意識の醸成につなげていくかが課題です。 ・推進センターは、施設設置から 10 年が経過しましたが、今後も市民全体へ認知度を高める必要があります。 ・各種審議会、委員会等の女性委員の登用について、目標比率の達成に向け進める必要があります。 ・関係機関との連携を強化することで、より安全確保することに努めます。
--

8 今後の取組方向

・啓発事業の参加者アンケートの結果から、啓発事業開催による効果を測定し、次回の事業に反映します。 ・推進センターの運営において、指定管理者のノウハウと自発性を活用し、市と指定管理者が対等の立場で互いのアイデアを出し合い、多くの市民が利用したいと思う施設、市民が参加したいと思う事業を開催します。 ・審議会委員等における女性委員の登用については、女性委員比率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率を示し、女性委員の登用への配慮を促します。 ・DV被害者の安全確保のため、事業の継続が必要です。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人件費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数	主要施策の成果頁数
男女平等参画啓発事業	512 千円	5,068 千円	5,580 千円	543	
男女平等参画推進事業	333 千円	6,713 千円	7,046 千円	544	
男女平等参画推進センター事業	21,222 千円	3,357 千円	24,579 千円	546	79
D V 対 策 事 業	0 千円	6,376 千円	6,376 千円	548	
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円		

平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月31日（水） （午後3時00分～） 議会棟第1委員会室	第1回	・平成24年度行政評価の報告 ・平成25年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） ・意見交換
8月26日（月） （10時00分～） 議会棟第4委員会室	第2回	・対象基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） ・意見交換について
9月24日（火） （17時00分～） 社会福祉センター3階	第3回	・部局との意見交換 （防災防犯課所管施策）
10月1日（火） （17時00分～） 1号館6階会議室	第4回	・部局との意見交換 （自治人権推進課所管施策）
10月15日（火） （15時00分～） 社会福祉センター 地下研修室	第5回	・部局との意見交換 （産業振興課所管施策）
10月28日（月） （13：30～16：00） 1号館3階会議室	第6回	・部局との意見交換※ ・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について
11月11日（月）予定 （15時00分～） 1号館3階会議室	第7回	・意見書のとりまとめ
11月下旬	第8回	・意見書のとりまとめ
12月下旬	第9回	・意見書提出

※産業振興課所管施策分 予備